

目 次

例言

第1章	計画策定の沿革と目的	1
第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画の目的	3
第3節	計画の対象範囲	4
第4節	計画期間	4
第5節	委員会等における検討経過	5
第6節	上位関連計画と本計画との関係	6
第2章	史跡を取りまく環境	8
第1節	自然的環境	8
第2節	歴史的環境	9
第3節	社会的環境	11
第4節	史跡指定地の状況	14
第3章	史跡橘樹官衙遺跡群の概要	15
第1節	指定に至る経緯	15
第2節	指定の状況	15
第3節	橘樹官衙遺跡群の調査経緯とその成果	18
第4節	遺跡群における保存整備状況	21
第4章	整備の方針と目標	24
第1節	基本方針	24
第2節	整備目標	24
第5章	整備の基本計画	25
第1節	地区区分と地区別整備計画	25
第2節	遺構に関する整備	31
第3節	動線に関する整備	32
第4節	地形造成に関する整備	33
第5節	修景及び植栽に関する整備	33
第6節	施設に関する整備	34
第7節	史跡の公開・活用	36
第8節	史跡の管理・運営	37

第6章	史跡整備計画	39
第1節	第1年次	39
第2節	第2年次	39
第3節	第3年次	40
第4節	第4年次	40
第5節	第5年次	40
第6節	第6年次	40
•	卷末資料	44
資料1	史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則	45
資料2	史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準	46

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

史跡橘樹官衙遺跡群は、武蔵国橘樹郡の役所跡が確認されている千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕とその西側に隣接して造営された古代寺院跡が確認されている影向寺遺跡から構成される官衙遺跡である（第1・2図）。遺跡群は、地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡で、その成立の背景や構造の変化の過程が判明する等、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要であるとして、平成27（2015）年3月10日に川崎市初の国史跡に指定された。

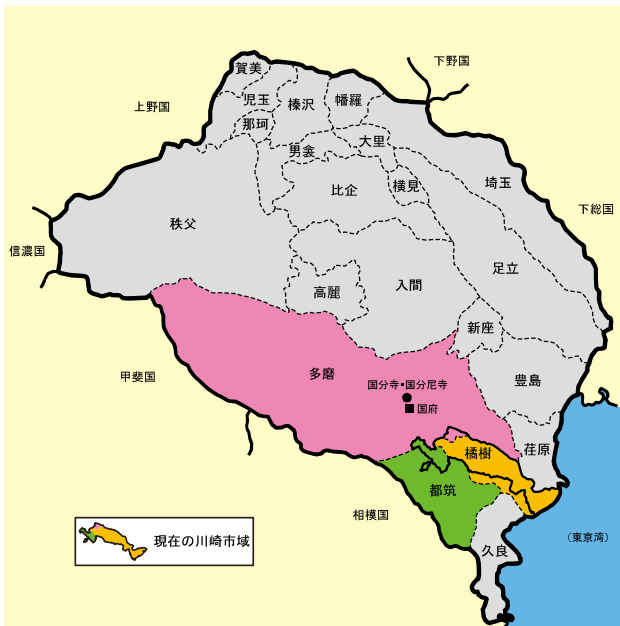
橘樹官衙遺跡群を構成する千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕については、国史跡指定を目指す過程で、本市の貴重な歴史文化遺産として、今後の保存・整備・活用の推進を図っていくため、平成24（2012）年度に「橘樹郡衙推定地保存活用の基本的な考え方について」（以下「基本的な考え方」という。）を政策調整会議に諮り、政策決定した。その基本方針は、次の3点である。

- 1 橘樹郡衙は全国的にも貴重な歴史文化遺産であり、後世まで継承する遺跡として位置づけ、保存・整備・活用を進める。
- 2 橘樹郡衙の中核部分を重点保護エリアに設定し、地権者からの同意を得る等、国史跡の指定を目指した取組を進める。
- 3 国史跡指定後は、国庫補助等を活用しながら保存・整備を進め、地域の協力を得ながら積極的な活用を図る。

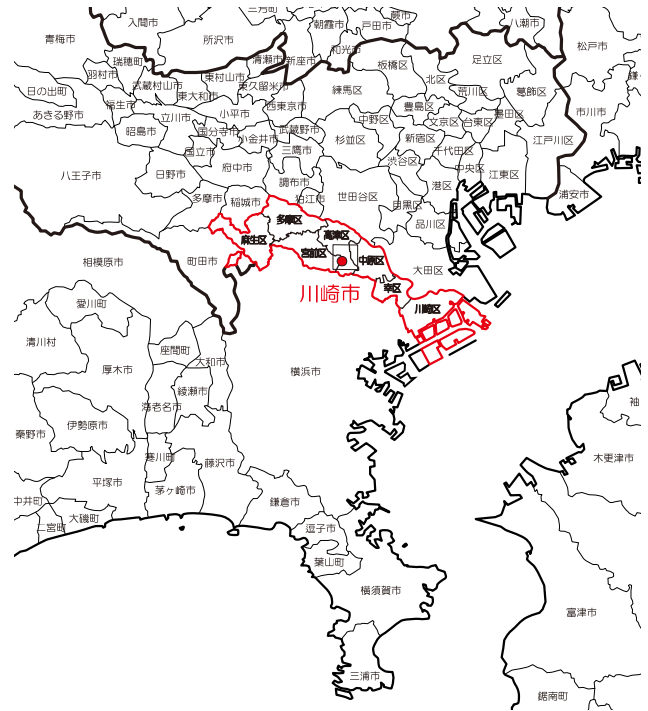
この政策決定を受け、市教委では、平成25（2013）年度に有識者による橘樹郡衙調査指導委員会を設置し、その指導・助言を受け、国史跡指定を目指した取組を進めるとともに、地域の歴史文化を活かした魅力あるまちづくりを推進することを目的に「川崎市文化財保護活用計画」を策定した。また、国史跡指定後は、平成27（2015）年度に橘樹郡衙調査指導委員会を調査整備委員会に改編し、史跡の保存・整備について指導・助言を行う整備部会を新たに設置した。そして、この整備部会を中心に、史跡橘樹官衙遺跡群の将来にわたる保存整備・活用の基本的な方針を定めた「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」（以下「第1期保存活用計画」という。）を平成30（2018）年2月に策定した。また、この第1期保存活用計画に基づき、平成30（2018）年1月に第1期整備基本計画を策定した。

第1期整備基本計画は、令和元～3（2019～2021）年度を第1期、令和4～6（2022～2024）年度を第2期、令和7～10（2025～2028）年度を第3期とする10年間の短期計画を定め、その第1期整備を令和元（2019）年度から開始したが、文化庁が主催する復元検討委員会での議論、ウクライナ戦争の影響による資材不足や価格の高騰等により計画期間の変更を行い、当初計画から2年遅れて、令和6（2024）年2月に史跡整備工事が完了した。その後、令和6（2024）年5月18日、史跡整備が完了した範囲を「橘樹歴史公園」として市民に供用を開始した。

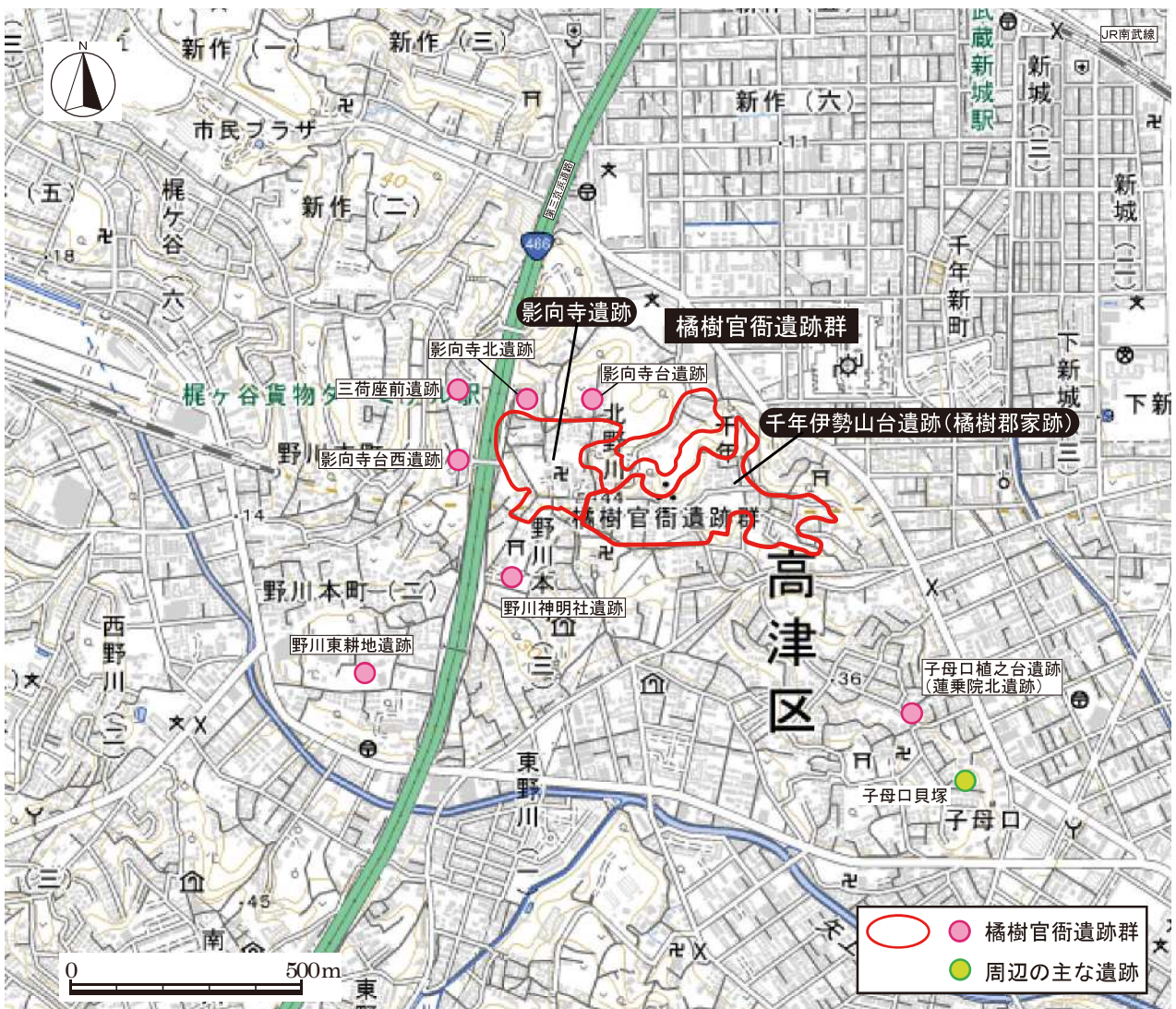
しかし、国史跡指定後、継続的に進めてきた橘樹官衙遺跡群確認調査事業により、郡家正倉院の建物配置等について新たな所見が得られ、第1期整備基本計画の整備計画と異なることが明らかになった。また、第1期整備基本計画策定後、史跡指定地について土地の取得が大きく進み、



武蔵国における現在の川崎市域



神奈川県・東京都の中の川崎市

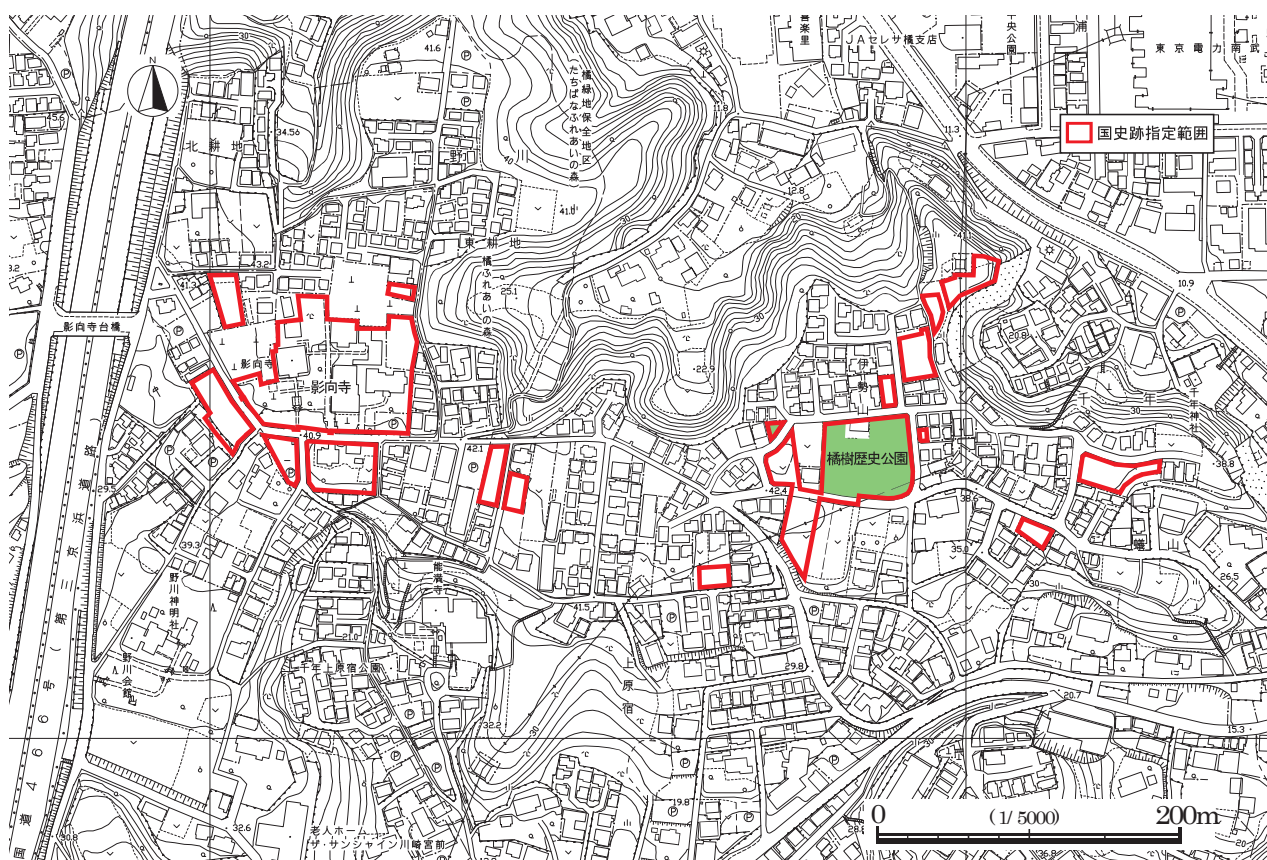


第1図 遺跡群広域位置図

史跡整備に基づく具体的な整備計画を決定していない土地が増加してきたことから、調査整備委員会等において、これら新たに取得した土地についても市民の利活用を図る必要があると指導・助言を受けた。さらに、市役所内部からも同様の意見が出されたことから、第1期整備基本計画の改定を行うこととした。

第1期整備基本計画の改定にあたっては、原則、整備の基本方針や整備目標等は第1期整備基本計画を踏襲し、主として史跡整備の内容及び年次計画等を改定することとした。第2期整備基本計画の決定に際しては、調査整備委員会や文化庁の指導・助言を受けつつ、副市長を座長とする橘樹官衙遺跡群保存整備活用に関する庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）及び課長級で構成される幹事会で検討を行った。

なお、史跡の保存・整備・活用については、地域や市民との連携・協働が不可欠であるため、第2期整備基本計画策定案の作成に際し、市民意見募集（パブリックコメント）を実施する等、地域や市民の意向が反映されるよう手続上の配慮を行った。



第2図 遺跡群位置図

第2節 計画の目的

史跡橘樹官衙遺跡群の保存・整備・活用を通じ、遺跡群及びその周辺地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るため、史跡橘樹官衙遺跡群の保存・整備に関する第2期整備基本計画を定める。

第3節 計画の対象範囲

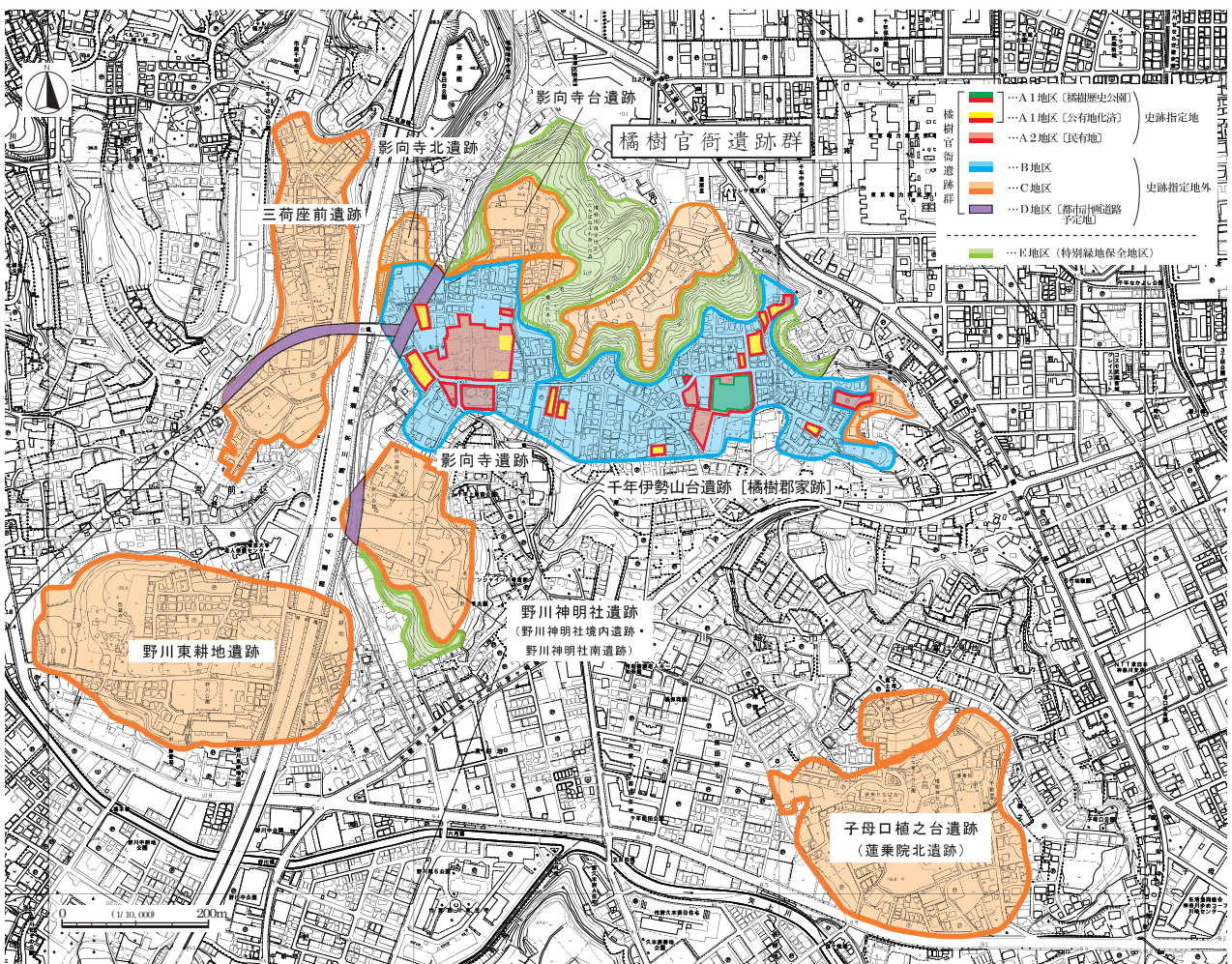
橘樹官衙遺跡群は、本来、川崎市高津区子母口から宮前区野川本町にかけて所在する子母口植之台遺跡（蓮乗院北遺跡）、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕、影向寺遺跡、影向寺台遺跡、影向寺北遺跡、野川神明社遺跡、野川東耕地遺跡、三荷座前遺跡といった、古代官衙に関連する遺構・遺物が確認されている遺跡の総称であるが、この中で遺跡の一部が国史跡に指定されている千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕と影向寺遺跡を「史跡橘樹官衙遺跡群」と呼称している。

第2期整備基本計画の対象範囲は、史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（以下「第2期保存活用計画」という。）の地区区分A1地区にあたる史跡指定地であるが、将来的な整備イメージについては、B地区も含むものとする（第3図）。

第4節 計画期間

第2期整備基本計画の対象期間は、令和8（2026）年度から令和19（2037）年度までの12年間とする。

なお、第2期整備基本計画の計画期間終了に合わせ、国史跡の追加指定及び公有地化の進展並びに橘樹官衙遺跡群における発掘調査成果の蓄積等を踏まえ、史跡整備内容等の再検討を行い、第3期整備基本計画を策定していく。



第3図 第2期保存活用計画における橘樹官衙遺跡群における地区区分図

第5節 委員会等における検討経過

(1) 専門委員会

前述したように、本市では、史跡橘樹官衙遺跡群における調査・研究、保存・整備・活用の指導・助言を得るため、学識者等で構成される専門委員会として調査整備委員会を設置している。第2期整備基本計画の策定にあたっては、この調査整備委員会において、専門的な立場から客観的な意見や指導・助言等を受けた。また、調査整備委員会には、調査・研究等を扱う調査部会、史跡の保存・整備等を扱う整備部会の2つの専門部会を置いている。

整備基本計画改定版の策定に関する検討については、主に整備部会で行い、オブザーバーとして文化庁や神奈川県教育委員会が参加した。

[調査整備委員会名簿（令和7（2025）年度）]

（委員）

委員氏名	所属・役職等	部会
佐藤 信	東京大学名誉教授	調査部会・整備部会(古代史)【委員長】
田尾 誠敏	東海大学非常勤講師	調査部会・整備部会(考古学)【副委員長】
青木 敬	國學院大学文学部教授	調査部会(考古学)
小澤 毅	三重大学名誉教授	調査部会(考古学)
大橋 泰夫	島根大学名誉教授	調査部会(考古学)
箱崎 和久	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所都城発掘調査部長	調査部会(建築学)
鹿野 陽子	岐阜県立国際園芸アカデミー客員教授	整備部会(造園学[景観])
松田 陽	東京大学大学院人文社会系研究科准教授	整備部会(文化資源学)
御堂島 正	大正大学名誉教授・特遇教授、川崎市文化財審議会委員	整備部会(考古学)
山田 晋	東京農業大学農学部教授	整備部会(植物学・多様性)

（オブザーバー）

文化庁文化財第二課(埋蔵文化財部門、史跡部門)
文化庁文化資源活用課(整備部門)
神奈川県教育委員会教育局文化遺産課(埋蔵文化財グループ、調整・世界遺産登録推進グループ)

（事務局）

川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課

(2) 橘樹官衙遺跡群保存整備活用に関する庁内検討委員会

平成29（2017）年度に策定した保存活用計画の素案・最終計画案等を検討するにあたり、川崎市役所内における円滑な調整・協議及び情報の共有化等を図るため、調査整備委員会の指導・助言のもと、平成28（2016）年度に副市長を座長とした局長級で組織する庁内検討委員会を設置するとともに、庁内検討委員会の下に課長級で組織した作業部会である幹事会を設置したが、第2期整備基本計画の策定に際しても、この庁内検討委員会及び幹事会で検討を行った。

(委員)

	所属・役職等	氏名等	所属・役職等
議長	副市長	委員	建設緑政局長
委員	総務企画局長	委員	高津区長
委員	財政局長	委員	宮前区長
委員	市民文化局長	委員	教育長
委員	経済労働局長	委員	教育委員会事務局教育次長
委員	まちづくり局長		

(幹事会)

	所属・役職等		所属・役職等
幹事長	教育委員会事務局生涯学習部長	幹事	建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長
幹事	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長	幹事	高津区役所まちづくり推進部企画課長
幹事	総務企画局公共施設総合調整室担当課長	幹事	高津区役所まちづくり推進部地域振興課長
幹事	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長	幹事	宮前区役所まちづくり推進部企画課長
幹事	財政局財政部財政課長	幹事	宮前区役所まちづくり推進部地域振興課長
幹事	市民文化局市民文化振興室担当課長	幹事	教育委員会事務局教育政策室担当課長
幹事	経済労働局観光・地域活力推進部担当課長	幹事	教育委員会事務局生涯学習部文化財課長
幹事	まちづくり局総務部企画課長		

(3) 委員会等の経過

[調査整備委員会]

- 第49回（令和7年度第1回） 令和7（2025）年7月7日（整備部会）
- 第50回（令和7年度第2回） 令和7（2025）年11月21日（整備部会）
- 第51回（令和7年度第3回） 令和7（2025）年11月22日（調査部会）
- 第52回（令和7年度第4回） 令和8（2026）年〇月〇日

[庁内検討委員会]

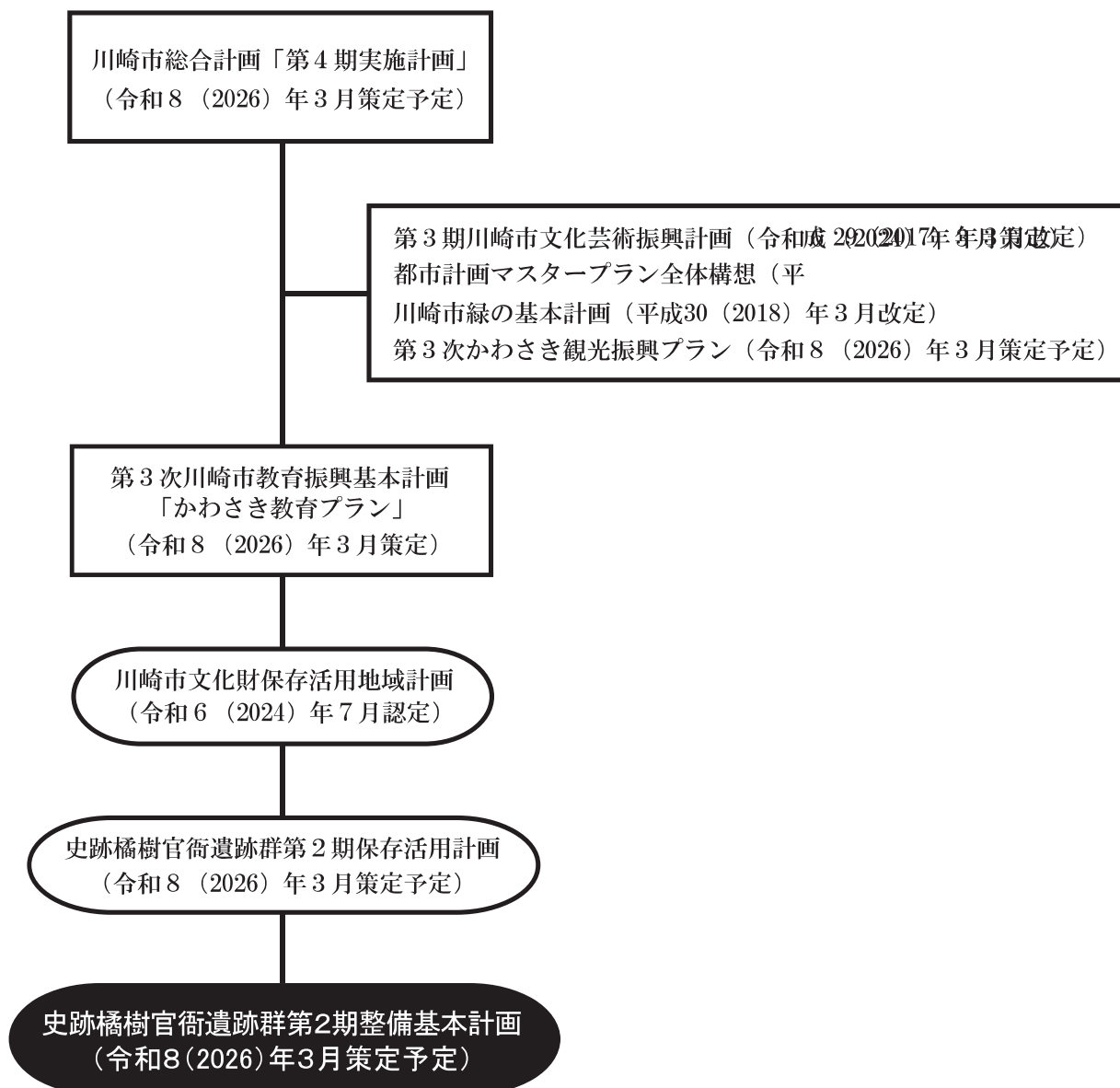
- 第1回 令和7（2025）年7月1日
- 第2回 令和7（2025）年10月14日

[幹事会]

- 第1回 令和7（2025）年6月5日
- 第2回 令和7（2025）年8月26日
- 第3回 令和7（2025）年9月19日
- 第4回 令和7（2025）年10月7日

第6節 上位関連計画と本計画との関係

川崎市では、本市の将来像を示す「川崎市総合計画」に基づき、「『成長』と『成熟』の調和による持続可能な『最幸のまち』」を目指した取組を進めている。また、「川崎市文化財保存活用地域計画」においても、各地域の歴史や文化・伝統の中で育まれた文化財等を「歴史文化資産」として捉え、本市のまちづくり・ひとづくりを進めていく上での重要な構成要素であるとしている。第4図は、第2期整備基本計画と川崎市上位関連計画の関係性を示したものである。



第4図 国史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画と関連計画との関係

第2章 史跡を取りまく環境

第1節 自然的環境

(1) 地形・地質

川崎市は神奈川県の中北部に位置し、多摩川に沿って東京湾から細長く伸びる市域を形成している。これは大正13（1924）年に川崎町、御幸村、大師町の合併で川崎市が誕生してから、多摩川に沿って、隣接する町村を市域に編入しながら拡大していったことによる。市域の地形は変化に富んだ多様な様相を呈し、北西部の多摩区・麻生区は、緑豊かな山林が比較的多く残る多摩丘陵に所在し、中原区・高津区・宮前区は緩やかな起伏の連なる多摩丘陵縁辺部と多摩川流域の低地が大部分を占め、南東部の川崎区・幸区は多摩川と鶴見川が形づくった沖積平野上に位置している。

多摩丘陵は、東京都の南西側にあつて、西側の関東山地から南東側の神奈川県横浜市へと緩やかな起伏をもって連なり、北側に多摩川低地、南側に相模野台地が広がっている。多摩丘陵については、西部地域は東に向かって標高が220mから120mへ徐々に低くなっており、丘陵の頂部に、約50万年前に相模川の扇状地として形成された御殿峠礫層と呼ばれる円礫層が見られ、その上を関東ローム層が覆っている。この比較的平らな丘陵面は多摩Ⅰ（T1）面と呼ばれている。丘陵東部地域、川崎市多摩区登戸付近から南側の地域は、標高100mから80mほどの丘陵面をもつ地域で、多摩Ⅱ（T2）面と呼ばれている。おし沼砂礫層と名付けられた、約25万年前に堆積した海成層の堆積面である。多摩Ⅱ面の東側の地域は、標高45mから30mの台地が広がっており、約13万年前の最終間氷期の海進堆積物として、当該地域における模式層とされる下末吉層の堆積面（下末吉(S)面）で、専門家の間では、下末吉台地という名前で知られている。

橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市高津区千年・北野川及び宮前区野川本町の地域は、東京都多摩地方から延びる多摩丘陵に樹枝状に開析された谷戸が入り込み、丘陵平坦面と谷戸が複雑に絡み合う地形が特徴といえる。橘樹官衙遺跡群は、北側及び北東側を流れる多摩川右岸から約2.6kmの距離にあたり、多摩川中流域南岸の沖積低地を望む多摩丘陵の頂部、通称「伊勢山台」、「影向寺台」と呼称されている平坦面に立地する。伊勢山台及び影向寺台は標高40～42mで、平坦部の最長距離は東西が約650m、南北が伊勢山台で約250m、影向寺台で約350mを測る。また、北側の沖積低地との比高差は約30mで、丘陵上からは多摩川や矢上川の沖積低地を一望できる。

(2) 生き物

橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市高津区千年・北野川及び宮前区野川本町における生き物に関する詳細な調査は行われていない。川崎市内における生き物に関する情報（種数等）については、麻生区黒川や多摩区柵形の生田緑地等で、川崎市や市民団体等による生き物調査を実施しているとともに、水質調査等の一環として継続的な生き物調査が実施されているほか、多摩川における国の調査（河川水辺の国勢調査）、環境影響評価に伴う調査（主に陸上を対象）等が実施されている。これら生き物に係る調査結果等をもとに、生き物の種数を整理したものが第1表である（「生物多様性かわさき戦略（令和4（2022）年3月改定）」第1章、表1-1 [p.16] より引用）。

この表中の種数の値は、既に川崎市内で見ることができなくなっているものが含まれている可能性があるとともに、この種数のみで川崎市の生き物や生き物の生息・生育環境とその変化等を捉えることは困難である。また、一部では個体数や分布範囲の増加あるいは減少が指摘されている種や分類群も見られることから、それらは生息・生育環境の変化を示している可能性はある。

今後、橘樹官衙遺跡群の保存・活用を図っていく中では、古代の景観等をリアルに感じてもらえる工夫も必要になると考えられることから、現在の生き物の種類や分布等をもとに、過去の文献・記録等を参考にしつつ、官衙が成立した古代における生き物（植生や生物等）をより知る必要がある。

第1表 川崎市内における生き物の確認種数（「生物多様性かわさき戦略」（令和4（2022）年）より）

分類群	植物	哺乳類	鳥類	は虫類	両生類	昆虫類	魚類	計
種	1, 183	7	91	12	6	1, 011	25	2, 335

第2節 歴史的環境

（1）遺跡群周辺の歴史的な経過

「橘樹官衙遺跡群」や「橘樹郡家」の「橘樹（たちばな）」は、古代の地方行政単位の1つである橘樹郡を指している。橘樹の名の初見は、『日本書紀』安閑天皇元年条（534年）の記事に載る、朝廷に献上された屯倉4ヶ所の1つとしての「橘花」屯倉である。和銅6（713）年に出された勅により、地名は2字の好字を用いて表記することになった際、「橘」に「樹」を加えて「橘樹郡」とし、そのまま「たちばな」と呼んだ可能性が高いと推測されている。この橘樹郡は、現在の川崎市とほぼ同じ領域を有していたと考えられる。その橘樹郡の役所跡である橘樹郡家跡が所在している高津区千年は、近世から明治初期まで清沢村と岩川村に分かれていたが、明治元（1868）年、神奈川府を経て神奈川県に所属し、明治8（1875）年に清沢村と岩川村が合併して橘樹郡千歳村となり、明治11（1878）年に村名変更した千年村の名を町名として引き継いだ地区である。明治22（1889）年の市制町村制施行とともに橘樹郡橘村となり、昭和12（1937）年に川崎市に編入されるまで「橘樹」・「橘」という地名が伝統的に引き継がれた。翌年の昭和13（1938）年に現在の宮前区・多摩区の地域が川崎市に編入されたことにより、古代から続いた橘樹郡は消滅したが、「たちばな」の名称は現在でも地区名や学校、施設、企業等の名称として地域の中で生き続けている。

影向寺遺跡が所在している高津区北野川・宮前区野川本町3丁目は、近世から明治初期まで上野川村と下野川村に分かれていたが、明治元（1868）年、神奈川府を経て神奈川県に所属し、明治8（1875）年に上野川村と下野川村が合併して橘樹郡野川村となり、明治22（1889）年の市制町村制施行とともに橘樹郡宮前村となり、昭和13（1938）年に川崎市に編入され川崎市野川になった。

（2）川崎市の歴史的な特徴

川崎市内の丘陵から流れる矢上川・三沢川・五反田川・有馬川・平瀬川等の小河川は、いずれも多摩川または鶴見川に合流し、この二つの水系を中心に古くからの流域文化が形成された。また、江戸時代の初期には多摩川から分水した二ヶ領用水が開削され、流域諸村を広く潤した。こ

うした河川・用水を有する風土が、地域の歴史の展開にさまざまな影響を与えた。

市域で、人類の活動の痕跡が初めて見られるのが、約3万年前の旧石器時代であり、鷲ヶ峰遺跡（宮前区菅生ヶ丘）、黒川東遺跡（麻生区黒川）、早野上ノ原遺跡（麻生区早野）等の遺跡が知られている。

縄文時代では、草創期（16,000～11,500年前）の微隆起線文土器等が出土した万福寺遺跡群（麻生区万福寺）があり、出土した土器群は川崎市重要歴史記念物に指定されている。早期（11,500～7,000年前）には、早期後半の土器型式である「子母口式土器」の標式遺跡であり、当該期の貝塚として全国的にも著名な神奈川県指定史跡である子母口貝塚（高津区子母口）が存在する。子母口貝塚からは、土器・石器とともに、マガキ・ハマグリ・ヤマトシジミ等の貝類やイノシシ・シカの獣骨、スズキ・クロダイ等の魚骨が発掘されており、当時の生活をうかがうことができる。前期（7,000～5,500年前）には、前期末の土器型式である「十三菩提式土器」の標式遺跡である十三菩提遺跡（宮前区南野川）が存在する。中期（5,500～4,500年前）の中頃から遺跡数が増加し、野川西耕地遺跡（宮前区野川台ほか）、潮見台遺跡（宮前区潮見台）、宮添遺跡（麻生区はるひ野）等からは、中央に広場のある円形または馬蹄形の集落跡が確認されている。後期（4,500～3,200年前）には、初頭には市域で住居を伴う遺跡が見られるが、中頃以降になると急激に遺跡が減少し、晩期（東日本では3,200～2,400年前）には下原遺跡（多摩区長尾）以外、住居を伴う遺跡は発見されていない状況である。

弥生時代は、東海系の条痕文土器が出土した久地伊屋之免遺跡（高津区久地）等が確認されており、中期前半頃（2,200～2,100年前）から始まると推定されている。その後、中期後半（2,100～2,000年前）には、稲作農耕を中心とした社会が形成され、集落数が増加した。後期（2,000～1,800年前）になると、急激に遺跡数が増加し、集落の周囲に溝を巡らした環濠集落や方形周溝墓等の墓域が作られるようになった。また、通称「加瀬山」と呼ばれる丘陵斜面部に作られた南加瀬貝塚（幸区南加瀬）は、全国的にも珍しく、縄文時代の貝塚の上に弥生時代の貝塚が形成されていたことが発掘調査で判明し、縄文時代と弥生時代の先後関係を明確にした、学史上きわめて重要な遺跡として知られている。

古墳時代になると、階級の差が明確化し、政治経済の発展とともに市域各地に出現した豪族を中心とする社会が形成され、白山古墳（幸区南加瀬）のように全長87mを超える大型の前方後円墳も築かれた。さらに、古墳時代後期から終末期（1,550～1,350年前）になると、矢上川や多摩川に面した丘陵部や台地上には、前者には蟹ヶ谷古墳群（高津区蟹ヶ谷）や神奈川県指定史跡である西福寺古墳（高津区梶ヶ谷）、神奈川県指定史跡である馬絹古墳（宮前区馬絹）等の馬絹・梶ヶ谷古墳群が築造され、後者には根岸古墳群（多摩区枳形）等の古墳群が築造された。

奈良・平安時代は、大宝元（701）年に施行された大宝律令により、市域のほぼ中央に位置する高津区千年に郡の役所である橘樹郡家がつくられ、「橘樹郡」として五畿七道や国郡里制による律令国家の地方支配体制に組み込まれた。また、当時最先端の文化である仏教文化を取り入れ、郡家の西側に隣接して古代寺院が造営された。古代寺院から現在までつながる影向寺には、11世紀後半に製作されたと推定される国重要文化財である木造薬師如来両脇侍像等、多くの貴重な文化財が見られる。また、川崎市重要歴史記念物に指定されている能満寺（高津区千年）の木造聖観世音菩薩立像、東光院（麻生区岡上）の木造兜跋毘沙門天立像等、古代の仏教文化を伝える平安仏が市内に残されており、市域における古代の仏教文化をうかがうことができる。また、古代には火葬が行われるようになり、五反田川や有馬川流域で多くの火葬蔵骨器が発見されてい

る。前述した白山古墳（幸区南加瀬）の南麓で発見された、市内出土品で唯一の国宝である秋草文壺も火葬蔵骨器として利用されたものである。

鎌倉時代になり、鎌倉幕府が開かれると、源頼朝の御家人・稲毛三郎重成は、現在の多摩区を拠点に小沢城等を築き、幕府の防衛線の一角を担った。また、鎌倉時代前期には、麻生区王禅寺の山中で日本最初の甘ガキが発見され、「禅寺丸柿」と呼ばれ今に伝わっている。

室町時代には、太田道灌が幸区の加瀬山に城を築こうとした伝承が残っており、それが現在も公園名等に残る「夢見ヶ崎」の由来とされる。その後、室町時代後半（戦国時代）になると、市域は小田原北条氏（後北条氏）の領国となり、支配の様子を伝える古文書が中原区の日枝神社や泉澤寺等に残されている。

江戸時代には、東海道に川崎宿が成立し、将軍のための御殿や地域支配の拠点である代官の陣屋がおかれた中原往還の小杉、矢倉沢往還（大山街道）の二子・溝口、津久井道の登戸等の宿場的な村々を中心に地域の開発が行われた。市域の主要な生産は農業であり、特に江戸時代初期から塩の確保については、大師河原村周辺に塩田を開く等して積極的に行われたほか、川崎領の梨、溝の口村の醤油、多摩丘陵での養蚕、禅寺丸柿や黒川炭等、各地域の特産品の生産がさかんになった。

明治時代に入ると、近代工場の進出等により、急速に工業化への道を辿っていくことになった。特に江戸時代、川崎宿には町人や職人が定住していたので、後の近代的な町を形成していく母体になった。

昭和時代には、京浜工業地帯の中核として日本の高度経済成長を支えてきたが、今日では最先端の科学技術をはじめ、環境やライフサイエンス分野等の研究開発機関や企業が集積する、世界有数の先端技術産業都市へと大きく変貌している。

（３）川崎市における歴史・文化資源の状況

川崎市内には、令和 7（2025）年 4 月 1 日現在、史跡橘樹官衙遺跡群を含め国指定文化財 19 件（建造物 7、絵画 2、彫刻 1、工芸 2、古文書 2、書跡・典籍 1、考古資料 2、有形民俗文化財 1、史跡 1）、県指定文化財 27 件（建造物 11、絵画 1、彫刻 3、工芸 2、無形民俗文化財 4、史跡 4、天然記念物 2）、市指定文化財 117 件（建造物 19、絵画 32、彫刻 19、工芸 1、書跡 2、典籍 1、古文書 11、考古資料 17、無形民俗文化財 3、有形民俗文化財 10、史跡 1、天然記念物 1）の合計 163 件の指定文化財とともに、国登録文化財 12 件（登録有形文化財 10、登録記念物 2）、県選択無形文化財 1 件がある。

また市内で、市民生活・市民文化や地域風土等に根ざして継承されてきた文化財を地域の宝として顕彰及び記録し、まちづくり等に寄与することを目的として「川崎市地域文化財顕彰制度」を平成 29（2017）年度に創設し、令和 7（2025）年 4 月 1 日現在、川崎市地域文化財として 264 件を決定している。

第 3 節 社会的環境

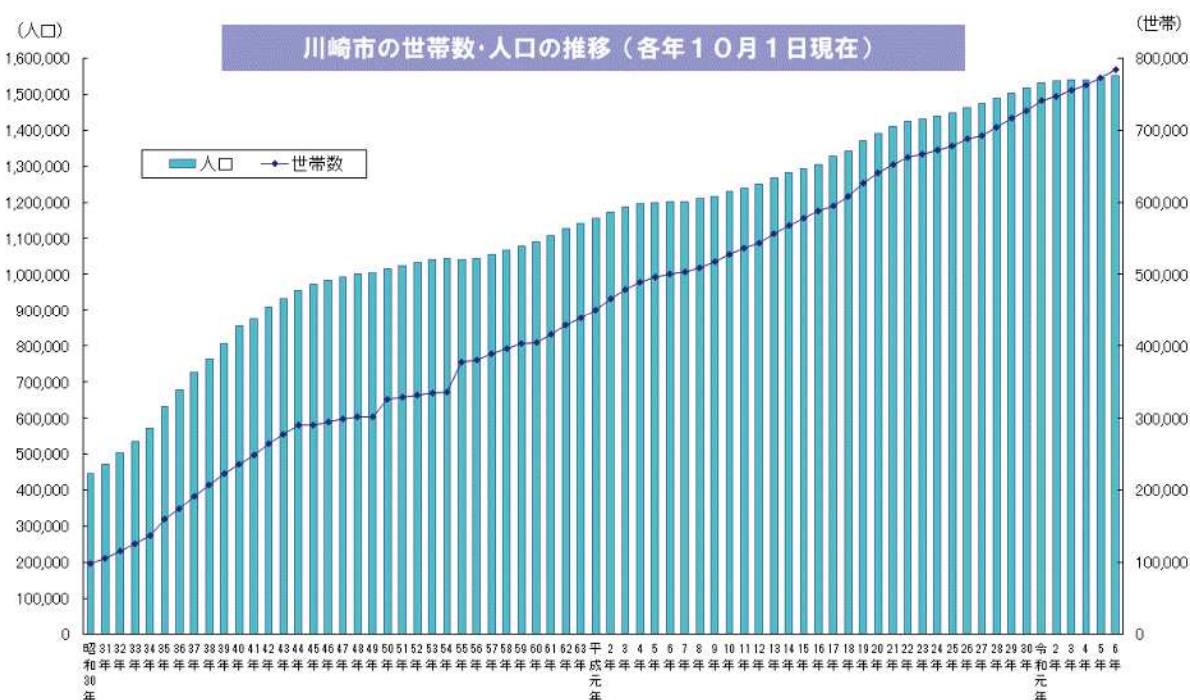
（１）人口

橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市は、神奈川県の一部に位置している。東京都心からはほぼ 20km 圏であるとともに、西側に隣接する横浜市の中心部、横浜駅周辺からも 10km 圏で、二大都市

圏のほぼ中間に位置する。川崎市は、大阪市・京都市・名古屋市・横浜市・神戸市・北九州市・札幌市に次いで、昭和47（1972）年4月1日に政令指定都市に移行した。政令指定都市移行と同時に5区からなる区制を施行したが、昭和57（1982）年に分区を実施し、現在市域は7区の行政区に区分されている。令和7（2025）年5月1日における川崎市の人口は1,556,975人、世帯数は793,600世帯、人口密度は10,786人/㎢である。

全国的に人口減少が進む中、本市は、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性等から、活力ある都市として人口の増加が続いている（第5図）が、令和3（2021）年に公表した将来人口推計では、令和12（2030）年をピークとして人口減少へ転換することが見込まれている。

また市内の事業所数、従業者数についての平成26（2014）年度の経済センサス-基礎調査（基幹統計調査）の結果では、事業所数は43,149事業所、従業者数は584,131人である。令和2（2020）年国勢調査での就業人口は717,354人で、第1次産業就業者は2,625人（0.4%）、第2次産業126,522人（18.3%）、第3次産業は563,476人（81.3%）となっている。



第5図 川崎市の世帯数・人口の推移（各年10月1日現在）

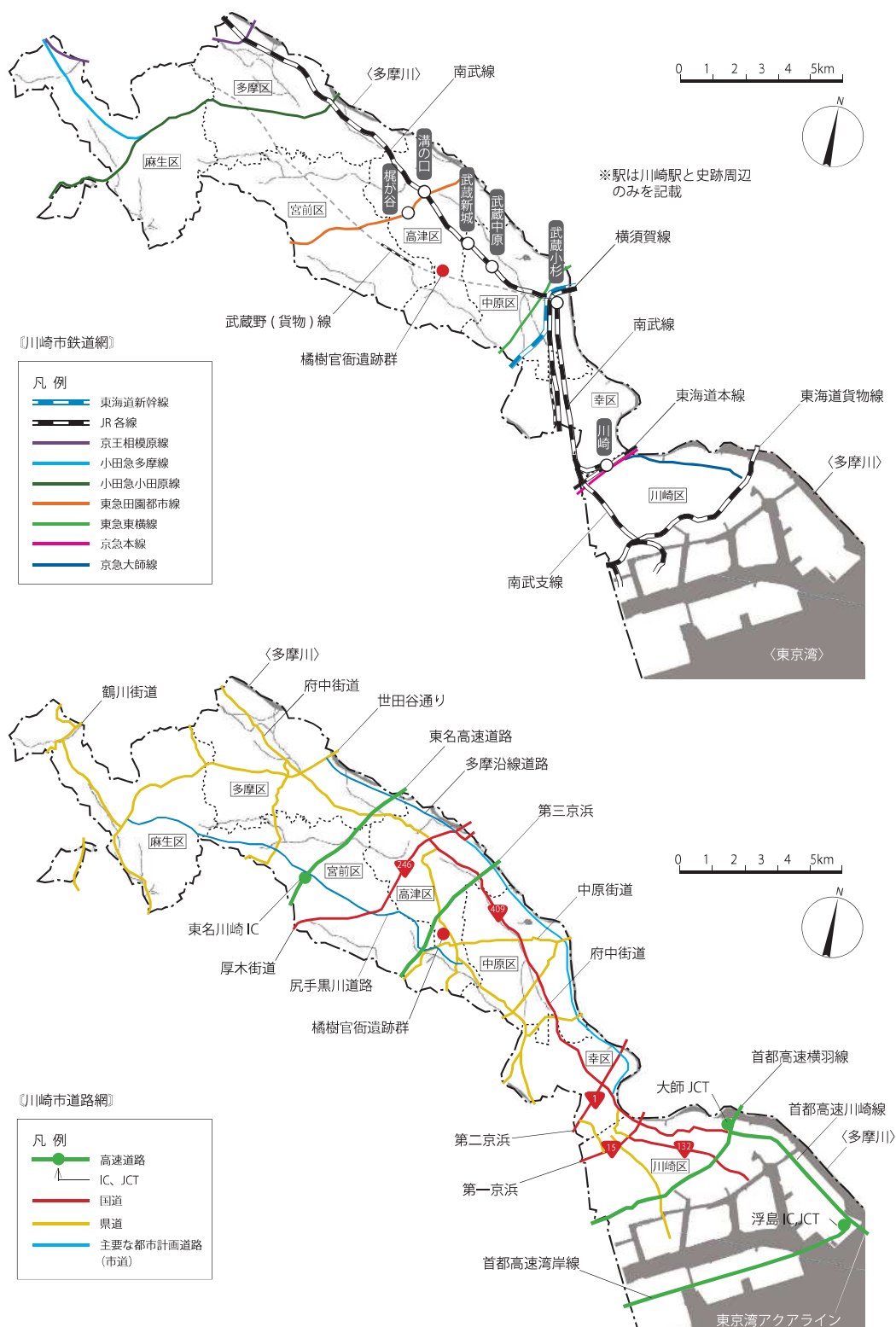
（2）土地利用

市域の土地利用は、田、畑、山林等の土地利用が年々減少しているが、工業用地、宅地等の土地利用は増加している。令和2（2020）年度における市域の土地利用のうち、自然的土地利用が2,046ha、都市的土地利用が12,389haであり、令和7（2025）年3月現在、優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」は12,728ha（市の総面積の88.2%）、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」は1,707ha（市の総面積の約11.8%）である。

（3）交通アクセス（鉄道・道路）

川崎市内には多くの鉄道路線があり、現在東海道新幹線、JR東海道線、JR京浜東北線、JR横須賀線、JR南武線、JR鶴見線、京急本線、京急大師線、東急東横線、東急目黒線、東急大井町線、東急田園都市線、小田急小田原線、小田急多摩線、京王相模原線の6鉄道事業者、15路

線、55駅が運行されている。また道路交通網では、高速道路として東名自動車道・第三京浜国道・東京湾横断道路（アクアライン）・首都高速道路（神奈川1号横羽線・神奈川6号川崎線等）が通るとともに、一般国道1号（第二京浜）・15号（第一京浜）・132号・246号（大山街道）・357号・409号（府中街道）等の道路網も整備されている。また、神奈川県道45号丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）をはじめ、津久井道と通称される神奈川県道3号（世田谷町田線）等、東西をつなぐ要衝として多くの道が存在している（第6図）。



第6図 川崎市内における交通アクセス（上：鉄道、下：主要道路）

（４）公共施設・学校

川崎市には、令和 7（2025）年 5 月 1 日現在、社会教育施設として、市民館（分館含む）13 館、市立図書館（分館・閲覧所含む）13 館、県立図書館 1 館とともに、市立及び私立等の登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設が合わせて 23 館所在している。

また、市域には 10 校の私立大学、2 校の私立短期大学、1 校の市立大学、14 校の県立高校、5 校の市立高校、6 校の私立高校等とともに、市立小学校 115 校、市立中学校 52 校等が所在している。

第 4 節 史跡指定地の状況

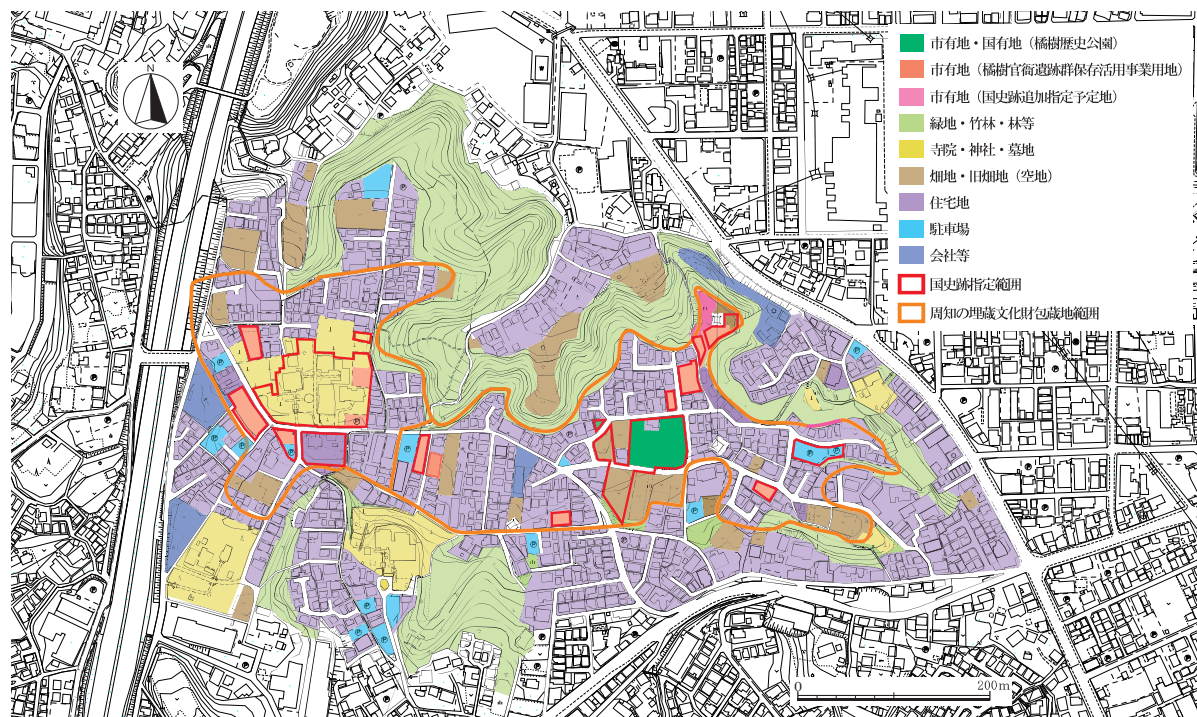
（１）土地の所有状況

史跡橘樹官衙遺跡群の史跡指定地のうち、公有地化されている土地は 43.22%（国有地 2.53%、市有地 40.69%）であり、その他宗教法人が 29.14%、個人所有地が 27.63% である。

（２）土地の利用状況

史跡指定地における土地の利用状況は、畑地在約 27%、寺院・神社が約 28%、公有地（公園・道路等）が約 40%、住宅地在約 5% である。

また、保存活用計画の地区区分 A・B 地区では、特別緑地在 0.5%、畑地在 8.6%、会社在地 1%、寺院・神社が 8%、鉄塔在 0.5%、市有地（公園・道路等）が 8.8%、住宅地 70.6%、駐車場 2% である（第 7 図）。



第 7 図 橘樹官衙遺跡群及びその周辺の土地利用状況図

（３）管理団体

川崎市 官報告示：平成 28（2016）年 2 月 3 日付け 文化庁告示第 5 号

第3章 史跡橘樹官衙遺跡群の概要

第1節 指定に至る経緯

橘樹官衙遺跡群及びその周辺については、1990年代に入ってから以降、住宅建設等の開発事業が数多く行われてきたことから、市教委がその度に埋蔵文化財の取扱いを行ってきた。その中で、平成8（1996）年に実施された開発事業に伴う事前の発掘調査（千年伊勢山台北遺跡）において、整然と東西に並ぶ総柱建物が発見され、この建物群が古代橘樹郡の役所跡である橘樹郡家の倉庫群であると推定された。

この発見を契機に、平成9（1997）年度に地元の千年町会が、橘樹郡家の正倉群が所在する国有地に歴史公園を設置するよう要望する陳情を川崎市議会に提出し、翌年度に趣旨採択された。また、市教委はそれを受け、平成10（1998）年度から平成16（2004）年度まで橘樹郡衙推定地確認調査事業を実施して遺跡の内容及び価値の把握に努めた。そして、平成16（2004）年度には、確認調査事業の調査成果をまとめた『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡―第1～8次発掘調査報告書―』を刊行し、遺跡の価値を広く周知するとともに、平成18（2006）年度に、橘樹郡家跡の一部である国有地1,645.25㎡の買収等を行い、平成20（2008）年度に「たちばな古代の丘緑地」として市民に供用を開始した。また、平成24（2012）年度に政策決定した「基本的な考え方」に基づき、たちばな古代の丘緑地西側隣接地1,288㎡を先行取得し、橘樹郡家跡を国史跡として指定するための様々な取組を行った。

こうした取組を進める中、文化庁から、西側に隣接する影向寺遺跡は橘樹郡家跡との密接な関係性が伺える遺跡であるとともに、過去の調査成果から遺跡の価値づけも概ね可能であり、両遺跡を合わせて国史跡指定を目指した方が良いとの指導・助言を受けた。そこで、本市は橘樹郡家跡と影向寺遺跡を橘樹官衙遺跡群として国史跡の指定を目指すこととし、土地所有者等への説明、土地所有者・土地権利者からの同意書取得後、平成26（2014）年7月に市教委から文部科学大臣あての国史跡指定の意見具申書を提出し、文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、同年11月21日に国史跡指定の答申を受けた。その後、平成27（2015）年3月10日の官報告示により、橘樹官衙遺跡群は本市初の国史跡に指定された。

その後、平成30（2018）年1月及び7月、令和2（2020）年7月、令和3（2021）年1月及び8月に、市教委から文部科学大臣あてに国史跡追加指定の意見具申書を提出し、国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、平成30（2018）年10月15日、平成31（2019）年2月26日、令和3（2021）年3月26日及び10月11日、令和4（2022）年3月15日の官報告示によりそれぞれ国史跡に追加指定された。

第2節 指定の状況

（1）指定告示

名 称：橘樹官衙遺跡群

指定基準：「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」

史跡の部二（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡）

官報告示：平成27（2015）年3月10日付け 文部科学省告示第38号

平成30（2018）年10月15日付け 文部科学省告示第195号〔追加指定〕
平成31（2019）年2月26日付け 文部科学省告示第26号〔追加指定〕
令和3（2021）年3月26日付け 文部科学省告示第49号〔追加指定〕
令和3（2021）年10月11日付け 文部科学省告示第164号〔追加指定〕
令和4（2022）年3月15日付け 文部科学省告示第29号〔追加指定〕

（２）指定説明文と史跡指定範囲

標高約40mの多摩丘陵の頂部に立地する武蔵国橘樹郡家正倉跡と考えられる千年伊勢山台遺跡と、評の役所の施設の可能性のある掘立柱建物跡等も検出された郡寺跡である影向寺遺跡からなる。千年伊勢山台遺跡では、評の役所の成立直前から郡家正倉廃絶に至る4時期の変遷が確認された。遺跡は7世紀後半に大壁建物が造られることを契機に、7世紀後半から8世紀には、規則性をもって配置された総柱建物4棟と側柱建物6棟が造られ、8世紀前半には、建物の主軸をほぼ真北にそろえる少なくとも13棟の総柱建物が造られる。これらの建物は9世紀中頃には廃絶しており、評と郡の正倉の構造の違いや、本格的な郡家正倉へ整えられていく様子がうかがえる。郡寺は、7世紀後半から8世紀前半に創建され、8世紀中頃には塔の造営と金堂の改修が行われ、10世紀初頭まで補修が行われていたことが確認されている。出土瓦等から、南武蔵の中心的な寺院であったと考えられる。

地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡であり、その成立の背景や構造の変化の過程が判明する等、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要である。

【所在地】神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台

【地番】415番2、415番5、415番8、416番1、416番3、416番4、416番5、416番6、417番4、417番5、423番1、423番2、423番6、423番7、423番9、424番2、424番4、424番5、424番6、425番1、425番2、425番3、425番4、425番6、426番1、426番2、426番3、426番4、426番6、427番2、428番1、428番2、428番3、429番2、438番1、440番1、441番1、442番、447番1、447番2、447番4、447番5、467番11

【所在地】神奈川県川崎市高津区千年字蟻山

【地番】480番2、480番3、482番1、523番1、523番2、523番3、2265番1、2265番2

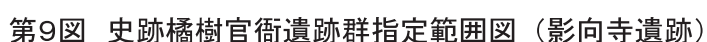
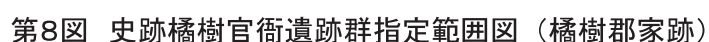
【所在地】神奈川県川崎市高津区千年字上原宿

【地番】362番3、362番13、369番2、369番4、370番2、370番3、370番4

【所在地】神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地

【地番】416番1、416番2、416番3、416番4、416番5、416番6、416番8、416番12、416番16、416番17、416番18、417番1、417番2、418番1、418番3、418番10、419番1、420番1、421番1、422番1、423番1、426番2、429番2、430番、431番1、431番7、473番1、473番2、473番3、473番4、473番5、474番1、

神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台 415 番 8 と同 416 番 5 に挟まれ同 417 番 5 と同 425 番 3 に挟まれるまでの道路敷、神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地 417 番 1 と同 420 番 1 に挟まれ同 417 番 3 と同 420 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同 420 番 1 と同 421 番 1 に挟まれ同 420 番 2 と同 421 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同 422 番 1 と同 422 番 2 に北隣する道路敷を含む。



第3節 橘樹官衙遺跡群の調査経緯とその成果

(1) 橘樹官衙遺跡群—千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕

①千年伊勢山台北遺跡の調査

橘樹郡家跡の調査を実施する直接の発端は、平成8（1996）年に川崎市高津区千年字伊勢山台で宅地造成事業が計画されたことである。この宅地造成事業に伴い、盛土等により現状保存できる住宅建設範囲は対象外とし、遺跡に影響が及ぶ道路敷設範囲を調査対象として、平成8（1996）年6月13日～8月9日に「千年伊勢山台北遺跡」の発掘調査が実施された。限られた範囲の調査であったが、調査の結果、東西方向に整然と並ぶ7棟の掘立柱建物が発見された。この総柱建物の規模・構造・配置等は、各地の郡家遺跡で明らかになりつつあった郡家正倉群と同様の特徴が認められたことから、この遺構群が古代武蔵国橘樹郡の役所である橘樹郡家の正倉跡ではないかと推定された。神奈川県内における郡家推定遺跡としては、武蔵国都筑郡家（横浜市都筑区）、相模国鎌倉郡家（鎌倉市）、相模国高座郡家（茅ヶ崎市）に次ぐ4番目の例であり、非常に貴重な遺跡であることが判明した。

②橘樹郡衙推定地確認調査事業

千年伊勢山台北遺跡の調査による重要な発見を受け、市教委では、川崎市の歴史・文化を解明する上で重要な遺跡であると判断し、本遺跡が所在する川崎市高津区千年字蟻山・伊勢山台・上原宿を対象として、橘樹郡家の詳細な内容を把握するための確認調査を実施することが必要と判断した。そこで、市教委は、平成8・9（1996・1997）年度に学識経験者からの指導・助言を受けながら事前準備を進めるとともに、地元の千年町会や調査を実施する土地所有者への調査協力の依頼を行う等の調整を経て、橘樹郡衙跡の範囲や内容を確認するため橘樹郡衙推定地確認調査事業を実施することとし、平成10（1998）年度から平成15（2003）年度までの6年間、高津区千年字伊勢山台及びその隣接地を対象として確認調査（千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第1～8次調査）を実施した。このうち、第1～6次調査までは、正倉院と推定される地区の性格究明や郡庁所在地確認などのために、地権者の協力を得て発掘区を設定し、国庫補助事業として確認調査を進めたが、この事業最終の平成15（2003）年度になって、伊勢山台地区の第1・2次調査地（高津区千年字伊勢山台437-1）において宅地造成計画が具体化した。この地区では東西に並ぶ総柱建物が検出されており、すでに橘樹郡家正倉群の中心部であると推定されていた。そこで市教委は、事業主体者である民間開発業者と協議し、計画地全体に盛土を行い、遺跡を地下に保存して、将来は遺跡の活用が図れるようにするとともに、橘樹郡家跡の重要性を考慮して、事前に市教委が計画地全体を対象とした確認調査を実施することを決定し、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第7次調査を実施した。

また、平成15（2003）年度には、蟻山地区の第6次調査3区として調査した土地（高津区千年字蟻山521-1）で宅地造成計画が具体化した。この地区では、千年伊勢山台北遺跡や千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第1・2次調査で発見された総柱建物とはやや異なる建物配置をとる総柱建物群の存在が明らかになっていた。そこで市教委は、事業主体者である民間開発業者や土地所有者と協議を行い、第7次調査地点と同様、遺跡を地下に保存できるよう計画地全体に盛土することとするとともに、橘樹郡家跡の重要性を考慮して、事前に市教委が計画地全体を対象として確認調査することを決定し、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第8次調査として実施した。この